

vol. 2174

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

大分県高教組情報

【発行者】横道 信哉 【印刷】佐伯印刷(株) 【売 価】30円(組合員の購読料は組合費の中に含んで徴収しています)



今号の掲載内容 (掲載順)

『いのちを守れ 暮らしを守れ フクシマとともに』 さようなら原発全国集会
311いのちのわ~No nukes 子どもたちの笑顔と未来へつながるすべてのいのちのために~
311いのちのわプレイベント 日本列島の全原発が危ない! ストップ玄海原発再稼働! 広瀬隆の白熱授業
春闘期のとりのくみ第3弾……日教組 教職員の賃金・労働条件に関わり、文科省へ春季要求を実施

『いのちを守れ 暮らしを守れ フクシマとともに』 さようなら原発全国集会

と き : 3月21日(水) ところ : 代々木公園 (東京都)

福島第1原発事故から8年目を迎え「『いのちを守れ 暮らしを守れ フクシマとともに』 さようなら原発全国集会」が、3月21日、雪の舞う東京・代々木公園で開かれました。手もかじかむような寒さの中、全国から12,000人(大分高教組2人)が参加し、「被災者の切り捨ては許さない、原発ゼロの実現、安倍政治を終わらせよう」などと訴えました。

集会の冒頭、主催者あいさつを呼びかけ人の落合恵子さん(作家)が行い、「独裁としか呼べない安倍政治にこれ以上つきあえない。福島の苦しみと喪失から目をそらし、沖縄を苦しめ続け、人の命には鈍感で、どこを信頼しろと言うのか。安倍内閣を退陣に追い込もう」と呼びかけました。



続いて、「フクシマからの訴え」は、まず片岡輝美さん(子ども脱被ばく裁判の会共同代表)が「子どもたちが安心して暮らすことを奪ってしまった大人としての責任として、裁判を闘っている」と、その現状や国の不誠実な態度を訴え、次に、原発事故の収束労働に従事し、ずさんな労働管理により被曝し、裁判を闘っているあらかぶさん(仮名)が、「白血病、鬱病に苦しんでいる。このようなことが繰り返されないよう東電の責任を明らかにしたい」と実態を告発しました。さらに、一家で郡山市から静岡県内に避難している長谷川克己さんは「政府や行政の対応は理不尽の連続だ。この子たちを置き去りにしたまま、どんな発展をめざしているのか」と、切り捨てが進む自主避難者の心境を述べました。

次に、茨城・東海第二原発再稼働問題について、村上達也さん(元東海村村長)が報告を行い、「最も初期の原発であり、30年の稼働を想定し設計されたものだ。周辺には何百万人も住んでおり、事故が起きれば大変なことになる。絶対再稼働はさせない」と語気を強めました。韓国からも「核再処理実験阻止30キロ連帯」実行委員長のイ・キョンジャさんが来日し、「韓国にも原発が24基あり、核のゴミがたまり続けている。これを処理出来ないなら、原発はやめるべきだ」と、韓国で脱原発を訴えた時のパレードで使ったという核のドラム缶の模型を背負って語りました。

続いて、多くの労組の青年部などを中心に、3月14日から新潟、福島、茨城、東京を回って脱原発を訴えてきた「フクシマ連帯キャラバン」から、各地でのとりのくみを報告しました。そして、今後の焦点になる「脱原発法案」について弁護士河合弘之さん(「原発ゼロ自然エネルギー推進連盟」事務局長)が、「世界は自然エネルギーに向かっている。自然エネルギーは経済競争力を持ち、経済界も無視出来ない。我々は絶対に勝つ」と強調し、立憲民主党のエネルギー調査会会長である衆議院議員の逢坂誠二さんは「野党4党で『原発ゼロ法案』をまとめ、国会に提出した。全国20カ所でタウンミーティングをした。原発ゼロを多くの国民と協力して実現しよう」と呼び掛けました。

戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会共同代表の福山真劫さん(平和フォーラム共同代表)が立ち、「原発をはじめ、森友学園疑惑、沖縄基地建設、朝鮮半島の緊張など許せないことだらけだ。政治を私物化する安倍政権を辞任に追い込もう」と声を高め、最後に、呼びかけ人の鎌田慧さん(ルポライター)、「原発事故以来、8年目の出発だ。雪をも溶かす皆さんの熱気で原発ゼロへ進もう」と述べ、集会を締めくくりました。

さようなら原発全国集会に参加して

福島原発事故から8年目…正直なところ、福島から遠く離れた大分に住む私にとっては、「1年に1度、この時期になる

と思い出す” くらいの感覚になりつつあります。8年の月日が経とうとする今でも、生活に苦慮されている方がまだまだいます。のんきな感覚で生活している私は、全国集会の案内を聞いたとき、このまま自分の中で原発事故を風化させてしまつてよいのか？ ちょうど3年生を送り出した後でもあり、こんなタイミングもないだろうし行けるときに行っておこうと思ひ参加することにしました。

被爆労働者や各団体の方々の話を聞きましたが、私は一家で自主避難の道を選択した長谷川さんの話が心に残りました。原発事故の問題は福島に残る人たちだけの問題ではない。後ろ指をさされながらも福島を離れ、遠くの地で避難生活を送っている人もいる。そういった感覚をもう一度呼び起こされたような気がしました。

人は忘れる生き物です。もちろん私も。今回の全国集会参加で、改めて身近な問題として少し感じ直した私には、伝える義務もあるように思います。大分には目の前に伊方原発もありますから。大きなとりくみはできないと思いますが、まずは自分の中で福島原発事故のことを風化させず、現地で生活をする人たちや避難生活を余儀なくされている人たちの思いに身を寄せ続け、周りに広めていくことができればと思います。

渡邊 龍也(鶴崎工業分会)

「現地の天候は雨、気温は3度…」という機内アナウンス、会場の代々木公園に向かう頃にはみぞれに変わり、やがて雪の中の集会、前に立つ人のビニール傘につららが下がり始める…。それでも会場には12,000の人たちが集まりました(主催者発表)。色とりどりの幟旗、初めて見る団体名、その旗を手がかりに声を掛け合う人々…。組織の弱体化ばかりが話題になる昨今、自分がこの一員であることが心強く、何だか誇らしくも感じられた時間でした。

福島から家族で自主避難している長谷川さんが「今まで自分たちの暮らしや社会のあり方について何も考えてこなかった報いなのだ」という意味合いのことをおっしゃっていました。それならその報いは私も同様に受けるべきなのに(どこまでも安穏と暮らしている)。そして、イさんの「葛藤と対立を生むだけの原発は止めるべきだ」という力強い声が今なお耳に残っています。

震災直後の5月、所用で訪れた東京はどこも全体に薄暗く、それでも我が家への帰り道に比べれば格段に明るく、我慢と言ってもこの程度なんだなと思っていました。あれから丸7年。もはや都心で薄暗さはどこにも感じられません。では私は？ 個人的には、世の中こんなに便利である必要はないし、消費して捨てるばかりの生活は、本当は止めたいし、原発なんて恐ろしいものはいらないと思っています。でも、思っているだけ。そうやって日々易きに流れるだけの私でも少しくらいは抵抗勢力になれるかな、と思えた一日でした。

茨木 里香(鶴崎工業分会)

311 いのちのわ ~ No nukes 子どもたちの笑顔と未来へつながるすべてのいのちのために~

とき：3月11日(日) ところ：若草公園(大分市)

今年で7回目を迎える「311いのちのわ さよなら原発おおいた集会」が、3月11日(日)に若草公園で行われました。この集会は労働組合だけでなく、生協や市民グループなど全県的な幅広い連帯によって運営されており、平和の祈りや40を超えるマルシェのお店が出て、オーガニックな食べ物や手作りの品物や無農薬の野菜などたくさんの方々で賑わいました。

集会では松本文六代表が挨拶の中で、「福島原発事故は終わらない。多くの人の暮らしや人権を奪ったが、今なお汚染水は垂れ流し状態で、放射能は拡散しているし、福島の子どもの健康被害は拡大している。この大分から声を上げ、日本のすべての原発をなくそう」と呼びかけました。また、伊方原発差し止め裁判の現状報告、「安定ヨウ素剤自主配布」のとりくみが報告され、「原発をなくそう」との集会決議を採択しました。そして、参加者は中央商店街をデモ行進し、脱原発を訴えた後、最後に14:46の東日本大震災津波到来時刻に黙祷を捧げ終了しました。



311 いのちのわイベント

日本列島の全原発が危ない！ ストップ玄海原発再稼働！ 広瀬隆の白熱授業 - 2/26

脱原発活動を続ける作家、広瀬隆さん(75)の講演「日本列島の全原発が危ない！ ストップ玄海原発再稼働！ 広瀬隆の白熱授業」が大分市・コンパルホールで行われ、定員の100人を超える参加者が集まる中、開催されました。

この講演は、「311いのちのわ」のイベントとして開催されたもので、冒頭、広瀬さんは「私たちの生活はそんなに長くないと確信している」と言い置いて、日本列島が地震活動期から激動期に移っていると、そして、日本列島を「断層

の塊」と指摘。活断層の存在が知られていなかった場所でマグニチュード7を超える揺れが起きた08年の岩手・宮城内陸地震を挙げ、「日本はどこでも巨大地震が起きる」と訴えました。

2016年の熊本・大分地震などを踏まえ、「日本に原発を建設・運転できる適地はない」と強調するとともに、九州電力玄海原発3号機(佐賀県玄海町)の再稼働について、九州電力が直下地震を想定していない点を批判し、2年前の熊本地震を例示して「九電はどうしてそう決められるのか」と語気を強め、直下地震を受ければ配管や電気系統は破壊されるとして耐震基準など無意味だと警鐘を鳴らしました。さらに、四国電力伊方原発(愛媛県伊方町)に近い中央構造線のリスク、放射性物質トリチウムの危険性などを指摘しました。

春闘期のとりのくみ第3弾

日教組 教職員の賃金・労働条件に関わり、文科省へ春季要求を実施 - 3/27

日教組は27日、文部科学省に対し「教職員の賃金・労働条件に関わる2018春季要求書」を提出し、春の段階での考えを質しました。

【出席者】〔文部科学省〕下間大臣官房審議官(初等中等教育局担当) 鞠子教育公務員係長 斉藤定数企画係長
八木下給与予算・総括係長 奈雲調査係長
〔日教組〕清水書記長 宇高書記次長 山木組織・労働局副局長 青柳賃金部長

冒頭、清水書記長は、「学校現場をめぐるさまざまな課題については、この間、各専門部や担当部局から要請させていただいている。本日は、春闘期の要求として、主に教職員の賃金・労働条件の改善に関わって要請させていただきたい」と述べた。その上で、特に「働き方改革の機運が高まる中、学校現場における働き方改革には、業務改善・法令遵守・定数改善という3つの柱が重要だ」とし、教職員の長時間労働是正の実効ある具体的施策の徹底を強く要請しました。

続いて、宇高書記次長が、具体的要求事項を説明し、特に①教職員の勤務実態と職務の複雑、困難および責任の度にふさわしい賃金改善、②臨時・非常勤教職員の賃金・労働条件の改善、③教職員の長時間労働是正にむけた具体的施策の実施、④さらなる計画的な教職員定数改善、⑤定年引上げにむけた学校現場の実情をふまえた必要な条件整備の検討、⑥会計年度任用職員制度のさらなる周知徹底などを要請しました。

これに対し、下間審議官は、「子どもたちのため、そして子どもたちを支える教職員のためというあるべき姿に立って、長時間労働の是正をはじめさまざまな課題解決にむけ、皆さんと前向きにとりのくみをすすめていきたい」と述べた上で、以下の通り回答しました。

1. 教員給与については、教員に優れた人材を確保するため、いわゆる人材確保法により、「一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない」ことが定められている。今後とも優秀な教員を確保していくため、人材確保法の趣旨をふまえ、とりのくんでいきたい。
2. 臨時・非常勤職員の処遇については、給与負担者である地方公共団体が適切に判断すべきものであるが、その具体的な処遇の制度や水準を定める際には、職務給の原則の趣旨をふまえ、職務の内容と責任に応じて適切に決定されるべきものであると考えている。その趣旨については、平成26(2014)年10月に各都道府県・指定都市教育委員会宛に通知したところ。また、今回の法改正を受け、文科省としても、総務省通知をふまえ、平成29(2017)年5月及び8月に各都道府県・指定都市教育委員会に対して通知している。引き続き周知徹底を図っていく。
3. 教職員の長時間労働是正について、文科省では、昨年12月の中教審の中間まとめをふまえて、学校や教員の業務の役割分担や適正化を着実に実行するための方策などを盛り込んだ緊急対策を取りまとめ、学校における業務改善及び勤務時間管理等に係るとりのくみの徹底とあわせて、平成30(2018)年2月9日付の文部科学事務次官通知により各教育委員会へ周知したところ。また、同通知において、文科省として、各教育委員会における学校の業務改善のためのとりのくみ状況について定期的にフォローアップしていくこととしており、引き続き、長時間勤務の是正にむけて、教育関係者と一丸となつてとりのくんでいく。
4. 教職員定数については、平成29(2017)年3月の法律改正により、発達障害や日本語能力に課題のある子どもたちなどへの教育の充実など、加配定数の一部の基礎定数化が実現した。平成30(2018)年度予算案においてもこの基礎定数化に係る定数として385人の改善を見込んでおり、この計画的な定数改善を2026年度までの間で、着実に実施していく。また、学校教育の質を高めるため、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革にむけて、引き続き学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を図っていく。
5. 公務員の定年の引上げについては、平成29(2017)年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2017」において「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」と盛り込まれたことを受け、「公務員の定年の引上げ

に関する検討会」において検討がすすめられてきたと認識している。当該検討会において、公務員の定年の引上げに関する論点整理が取りまとめられ、2月16日に関係閣僚会議に報告・了承されたところ。論点整理において、教育公務員を含む地方公務員については、「組織の規模、職員の年齢構成、財政状況などは地方公共団体ごとに様々であることから、各地方公共団体の実情も踏まえつつ、国家公務員との均衡等を勘案し、今後検討する必要があるのではないか」とされている。当該検討会には、地方公務員の観点から総務省が参加しているところであり、文科省としては、総務省と連携して対応すべく、検討の状況を注視していきたい。

6. 会計年度任用職員制度の導入にあたっては、改正地公法の運用上の留意事項その他の円滑な施行のために必要と考えられる事項について、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」が総務省において定められ、文科省としても平成29(2017)年8月29日付で各教育委員会に周知したところ。引き続き、総務省と連携してその趣旨の周知徹底にとりくんでいく。また、マニュアルにおいて、会計年度任用職員制度への移行にあたっては、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員から会計年度任用職員制度への必要な移行について抑制を図ることは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものとされている。文科省としては、法令の趣旨をふまえ、就けようとする職務の内容や勤務形態等に応じて、適切な任用根拠を選択していただくとともに、処遇についても、職務給の原則の趣旨をふまえ、職務の内容と責任に応じ適切に判断いただくよう、引き続き、各教育委員会に対し必要な指導・助言を行っていく。

以上の下間審議官の回答に対し、清水書記長は、「学校現場には、さまざまな課題を解決できるのは定数改善だという強い声がある。栄養教職員をはじめ事務職員、養護教員等の定数の基準の見直しをはじめ現行の定数を拡充することが、長時間労働の是正、定年引上げをめぐる課題等の解決、そして何より子どもたちのゆたかな学びの保障につながる」とし、新たな定数のあり方の検討や十分な定数改善の着実な実施を再度強く求め、締めくくりました。

教職員の賃金・労働条件に関わる2018春季要求書（項目のみ）

- 公教育の社会的重要性に応える人材の確保と、教職員が意欲をもって働くことができるよう、教職員の勤務実態と職務の複雑、困難及び責任の度にふさわしい賃金改善を行うこと。また、財務省、総務省、各人事委員会、各教育委員会に働きかけること。
 - 人材確保法、教特法の趣旨をふまえた賃金改善を行うこと。諸手当については教職員の職務や生活実態をふまえ改善すること。
 - 事務職員、栄養職員、現業職員、実習教員、寄宿舎教員、幼稚園教員、保育教員、学校司書等の賃金改善を行うこと。
 - 臨時・非常勤教職員について、2017年の改正地方公務員法・地方自治法の趣旨や総務省「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」等をふまえ、賃金改善をはかること。
 - 再任用教職員の職務・職責の実態をふまえ、賃金水準を改善するとともに生活関連手当を支給すること。
 - 教職員の退職手当に係る調整額区分の適用改善をはかること。
- 給特法を廃止し、時間外勤務手当化をはかること。当面、教職員の長時間労働是正にむけ、勤務にあたって健康と福祉を害さないため必要かつ十分な措置をとることを求めている給特法第6条2項の趣旨を徹底すること。また中教審「中間まとめ」や事務次官通知(29文科初第1437号)をふまえ、業務削減や勤務時間管理、適切な勤務時間の設定などを着実にを行うよう教育委員会等へ徹底すること。
- メンタルヘルス対策を含む教職員の健康管理体制や職場の労働安全衛生体制の確立など、法令に則った労働安全推進体制の整備促進をはかること。東日本大震災・熊本地震の被災地においては、定期的な健康相談、メンタルヘルス対策等の長期的なサポート体制を構築すること。
- 全国的教育水準の確保に不可欠な義務教育費国庫負担制度の国負担2分の1の復元、国立大学法人運営費交付金の増額と教育・研究の自由が確保される公平・公正な配分、ゆたかな私学教育のための私学助成の拡充を行うこと。
- 少人数学級の拡充や子どもたちの教育環境改善をはじめ、学校における働き方改革・教職員の長時間労働是正にむけ、引き続き計画的な教職員定数改善を行うこと。また、事務職員・養護教諭・栄養教諭・栄養職員の全校（全共同調理場）配置や複数配置基準の引下げなど、様々な職種の定数改善をはかること。
- 義務標準定数法、高校標準定数法の未充足がある県に対して、解消をはかるよう指導すること。また、「定数くずし」を廃止するための法改正を行うこと。
- 雇用と年金の接続について、定年の引上げ実施にむけた人事院・内閣人事局等の検討状況を注視しつつ、学校現場の実情をふまえた制度となるよう、必要な条件整備の検討をすすめるとともに総務省をはじめ関係機関に働きかけること。当面、現行再任用制度のもと、任命権者に任用義務があることを周知・徹底すること。また、希望する者が多様な働き方を選択できる条件整備を行うこと。
- 会計年度任用職員制度の導入に際し、学校現場における臨時・非常勤職員の待遇改善及び雇用安定につながるよう、制度のさらなる周知徹底と円滑な導入が行われるようにすること。また、改正地方公務員法・地方自治法施行までの移行期間において、雇止めや任用替えにより労働条件の低下とならないようにすること。